

食品安全関係情報( 7月27日～8月9日 収集分※)について

資料5-1

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

(集計数は、今回/前回)

7月27日～8月9日 収集件数 (合計69/106件) (前回 6月29日～7月12日)		国際機関 WHO・FAO等 (2/5件)	北米 米国 (6/6件)		カナダ (1/0件)	欧州 EU、EFSA (20/34件)		各国 (12/22件)	大洋州 FSANZ等 (5/7件)	アジア 中国 (7/6件)		各国 (4/6件)	中南米等 各国 (1/1件)	その他 報道、論文等も含む (11/19件)
化学物質 (18/45件)	化学物質・汚染物質 (4件)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	食品添加物 (6)	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農薬 (4)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	動物用医薬品 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	器具・容器包装 (3)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
微生物・プリオン・自然毒 (22/24件)	細菌 (7件)	0	0	1	0	1	1	2	1	0	1	0	0	1
	ウイルス (8)	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	0	2	
	原虫・寄生虫 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	プリオン (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	植物性自然毒 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	カビ毒(マイコトキシン) (1)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	動物性自然毒 (1)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
その他 (4)	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
新食品等 (5/7件)	新食品 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	GMO (3)	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	健康食品 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	アレルギー (1)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	クローン (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	放射線照射 (1)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	ナノテクノロジー (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
肥料・飼料等 (7/12件)	肥料 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	飼料 (7)	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他 (17/18件)	表示 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	放射性物質 (1)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	その他 (16)	0	1	0	4	2	3	2	1	0	0	0	3	
海外の食中毒 (0/0件)	細菌 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウイルス (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海外のリコール (0/0件)	化学物質 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	微生物 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	異物混入等 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	表示違反 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※収集期間については、主たる期間をいう。

## 食品安全関係情報(7月27日～8月9日収集分 69件)のうち、主なものの紹介

(詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

### 【化学物質】

- ・欧州連合(EU)のフードチェーン・動物衛生常任委員会(SCoFGAH)は、食品中の過塩素酸塩の暫定的な基準値について合意した旨を公表
- ・欧州連合(EU)、冷凍用アルコール性カクテル類の安定剤としてステグマステロール高含有の植物ステロール類の使用を認可し、当該植物ステロール類の規格を規定
- ・欧州食品安全機関(EFSA)
  - ・提案された食品添加物用途のためのアドバンテームの安全性に関する科学的意見書を公表
  - ・食品接触材料に使用されるカーノバクテリウム・マルタロマティカム及び酸性フクシン系の流通温度管理表示システムの安全性の評価に関する科学的意見書を公表

### 【微生物・プリオン・自然毒】

- ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、「生乳(未殺菌乳)はリスクが大きすぎる」と題する主任科学者の見解を公表
- ・ニュージーランド外務貿易省、貿易相手国へホエイたん白質濃縮物(WPC80)から製造された一部の製品の汚染の可能性について通知
- ・香港食物環境衛生署食物安全センター、ボツリヌス菌に汚染された可能性のあるニュージーランド産調製粉乳に関する Q&A を公表
- ・欧州疾病予防管理センター(ECDC)、北欧 4 か国における A 型肝炎ウイルス集団感染の疫学情報を更新
- ・フランス衛生監視研究所(InVS)、カンタル県で発生した水道水中のノロウイルスによる急性胃腸炎集団発生疫学報告書を発表

### 【新食品等】

- ・米国農務省動植物検疫局(APHIS)、未認可の遺伝子組換え小麦事案に関する情報を更新
- ・ニュージーランド第一次産業省(MPI)、食品照射に関するファクトシートの Q&A を公表

### 【その他】

- ・米国食品医薬品庁(FDA)、輸入食品対象の規則案を発表
- ・欧州食品安全機関(EFSA)
  - ・ホールフード 2 年間給餌試験に関する指針を公表
  - ・科学委員会によるリスク評価手引書作成のための優先テーマに関する科学的意見書を公表

## 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

化学物質—食品添加物

### 欧州連合(EU)、海藻類を主成分とする魚卵類似物に特定の食品添加物の使用を認可

公表日: 2013年7月31日 情報源: 欧州連合(EU)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:204:0032:0034:EN:PDF>

欧州連合(EU)は7月31日、海藻類を主成分とする魚卵類似物(seaweed based fish roe analogues)にクルクミン(curcumin)(E100)等16品目の食品添加物の使用を認可するため、欧州議会及び理事会規則(EC) No 1333/2008の附属書IIを一部改正する委員会規則(EU) No 738/2013を官報で公表した。概要は以下のとおり。

1. 海藻類を主成分とする魚卵類似物は、海藻類の抽出物(魚卵類似物の約85%に達する)から作られている。ほかに加えられる原材料は、水、香辛料及び認可されている添加物である。海藻類を主成分とする魚卵類似物は、規則(EC) No 1333/2008の附属書II、食品添加物の欧州連合(EU)リストPart Dに従い、食品区分04.2.4.1「コンポート(訳注:砂糖漬け/砂糖煮の果物)を除く果実及び野菜の調製物」に属する。
2. このような魚卵類似物は、見た目が良くないため、ある種の食品着色料の使用が必要である。魚卵類似物の味覚を調整し、苦味を隠し、かつ、微生物学的安定性及び保存期間を制限する砂糖の使用を避けるため、甘味料の使用が必要である。安定剤及び酸化防止剤も必要である。
3. 海藻類を主成分とする魚卵類似物は、魚卵の代用物として、主として料理のつま又は装飾用に使用されることが意図されている。このため、これらの添加物の使用による追加暴露量は、他の食品へのこれらの添加物の使用と比較して無視できるものであり、ヒトの健康に影響を及ぼす恐れはない。したがって、魚卵類似物への特定の着色料、甘味料、酸化防止剤及び安定剤の使用を認可することは適当である。

以上の観点から、規則(EC) No 1333/2008の附属書IIが、委員会規則(EU) No 738/2013の附属書に従って一部改正されることになった。委員会規則(EU) No 738/2013は、官報掲載の20日後に発効する。

・16品目の食品添加物(海藻由来魚卵類似物のみを使用可)リスト

今回追加された添加物	使用限度	日本での扱い	
クルクミン	50mg/L(mg/kg)	着色料	既存添加物
リボフラビン	必要量	強化剤	指定添加物
コチニール、カルミン酸、カルミン	100mg/L(mg/kg)	着色料	既存添加物
銅クロロフィル、銅クロロフィリン	必要量	着色料	指定添加物
カラメル I (プレーンカラメル)	必要量	着色料、製造用剤	既存添加物
植物炭末	必要量	着色料	既存添加物
カロテン	必要量	強化剤、着色料	既存添加物
パプリカ抽出物、カプサンチン、カプソルビン	必要量	着色料	既存添加物
$\beta$ -アポ-8'-カロテナール※	100mg/L(mg/kg)	使用不可	
ビートレッド(ビートの根の色素)、ベタニン	必要量	着色料	既存添加物
アントシアニン	必要量	着色料	既存添加物
二酸化チタン	必要量	着色料	指定添加物
酸化鉄、水酸化鉄	必要量	着色料(三二酸化鉄)	指定添加物
リン酸、2,3,ポリリン酸塩	1,000mg/L(mg/kg)	製造用材	指定添加物
ローズマリー抽出物	200mg/L(mg/kg)	酸化防止剤	既存添加物
サッカリン及びサッカリン-ナトリウム、-カリウム、-カルシウム	50mg/L(mg/kg)	甘味料	指定添加物 (200mg/kg未満)

※厚生労働省からの要請により、食品安全委員会で評価中

#### ○関連情報

規則(EC) No 1333/2008の附属書IIの食品添加物の欧州連合(EU)リストのPart D

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:295:0001:0177:En:PDF>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fscii/>) をご覧下さい。